

(仮称)自治基本条例を考える会

(会議要旨 第1回行政分科会)

日 時：平成20年7月19日(土) 14:00～16:30

場 所：尾西生涯学習センター6階大ホール

出席者：自治基本条例を考える会委員 13名

ファシリテーター 石井伸弘

事務局(企画政策課職員) 2名

枠組みと項目

大項目	まちを創造する仕組み
小項目	情報公開/行政情報を知る権利

会議のまとめ

基本的な考え方

- ・ 住民主権であり、住民は情報を知る権利がある。
- ・ 協働とは、責任も市民が負うということ。責任を負うためには、判断するための材料としての情報を知る権利がある。
- ・ 情報公開が進むと、市民の判断力がさらに問われることになる。問題を自分たちのこととして考え、市民に覚悟とリスクをとることが求められる。

現状では、行政にお任せ市民が多い。

情報公開する範囲・内容

- ・ 行政が自ら進んで提供するものと、市民から請求されて出す情報と2種類ある。市民が情報を請求した際、適切な開示がなされる必要がある。
- ・ 情報を公開する範囲をあらかじめ決めておく必要がある。恣意的な公開になってはいけない。
- ・ 情報公開された内容も重要な情報であり、公開されるべき。

情報公開を求める対象

- ・ 第三セクター、市の関連法人など、市が最終的に責任を負う組織については全て情報公開の対象とする。

大阪府の事例を見る限り、関連法人の情報公開はきわめて重要だ。

情報公開のツール・仕組み

- ・ 情報公開のツールや仕組みを充実させる必要がある。
- ・ 市の相談窓口がもっと活用されるとよい。

議論のプロセス

基本的な考え方

- ・ もっと積極的に情報公開を求める人が増えると良い。

情報公開のタイミング

- ・ 情報の入手できるタイミングはもっと早くできないか。広報では遅い。
- ・ 重要な事柄が決まった後に情報公開されても遅い。
- ・ 議会に上程される際には情報が公開されるべき
- ・ 原則、事業の計画段階から情報は公開されるべき。
- ・ 技術的に可能かどうか分からないが、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルの中で、予め情報公開するべきものを決めておく。

市民の情報・意見の取り扱い

- ・ 市民の持つ情報・意見も提供すべき。生の声・ニーズとして政策に活かしてもらう必要がある。

情報公開の仕組み・ツール

- ・ PC を使えない人も多い。インターネットに依存した情報公開ではなく、ケーブルテレビ、FAX など、配慮が必要だ。
- ・ 情報公開には双方向性が必要。

枠組みと項目

大項目	まちを創造する仕組み
小項目	説明責任

会議のまとめ

基本的な考え方

- ・ 情報を市民と行政が共有することで、判断することができる。
- ・ なんでも市に頼むのではなく、市民が自らできることは自ら行うべきだ。例としては、落ち葉の清掃や簡単な道路補修などがある。

長野県栄村の住民が労力を提供して格安で道路補修を行った事例を参考にできないか。

・

説明責任の内容・範囲

- ・ 判断するためには、メリット・デメリット双方の情報が必要。

現状では、メリットの情報ばかり提供されているように思われる。借金なのか、自己資金なのか、当初費用、維持費、一人当たり負担額、などの情報をもっと必要。

説明責任を求める対象

- ・ 議会・議員も説明責任を果たして欲しい。
生活実感にあう事業が重視されていないと感じている。行政のチェック機能としての議会が十分に機能していないことが一つの原因ではないかと思われるが、議会・議員の質を高めるための一つの方策として、説明責任を求めたい。

住民投票

- ・ 一定規模以上の事業などの重大な事案は住民投票を行ってはどうか。
間接民主主義が基本だが、首長・議会が決定したことも重大事案では、住民が直接判断できる仕組みが必要ではないか。

議論のプロセス

- ・ 議会のチェック機能向上の一つの方策として、議員の質を向上したい。しかし、議員を選出する際の情報が現状では不足している。選挙期間を長くするなどの判断材料を増やすことができないか。公職選挙法などで変更は難しいと思うが、自治体独自の上乗せ・横だしが何かできないか。
- ・ 選挙に限らず、制度ができているものが不具合がある場合、変更するために国県にきちんとと言える自治体であって欲しい。